

平成 30 年 11 月 12 日

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

片 山 さ つ き 殿

男女共同参画と災害・復興ネットワーク

代 表 堂 本 暁 子

副代表 田 中 由美子

男女共同参画の視点に立った 防災・減災へのさらなる取組みについて

東日本大震災以後、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(以下、「取組指針」という。)に基づいて積極的に災害に対応されてきたことに敬意を表します。

近年、世界各地で災害が多発しています。我が国も例外ではなく、集中豪雨、洪水、土砂崩れ、地震など、数多くの災害に見舞われており、「仙台防災枠組(2015～2030)」の実践が喫緊の課題です。

仙台防災枠組は、男女共同参画の重要性を明記しており、我が国においても男女共同参画の視点に立った防災・減災の主流化の推進が強く求められています。

男女共同参画と災害・復興ネットワーク(JWNDRR)は、去る8月30日、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)で開催された「NWEC フォーラム」において「日本とアジアの多様性・ジェンダー視点に立った防災ガイドライン」と題するワークショップを主催いたしました。本ワークショップにおける議論と第8回アジア防災閣僚級会議で採択された「ウランバートル宣言」及び「行動計画(2018～2020)」を踏まえ、仙台防災枠組の実施に向け下記のとおり要望いたします。

記

1. 来る11月14日から我が国で「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」が開催されることに鑑み、仙台防災枠組で明示されており、「取組指針」でも提示している性別、年齢別、障害の種類別等により分類された被災状況に関するデータを早急に整備すること。その際、世帯単位ではなく個人単位の調査を実施し、個人単位の統計として集計すること。さらに、集計されたデータを基に男女共同参画の視点に立った分析を行うこと。
2. 国は、「取組指針」に明示されている防災における女性のリーダーシップの育成を促進するため、男女共同参画センター・女性センターが防災研修などの教育プログラムや性暴力の予防・相談などの事業を実施するよう推進すること。
3. 地方自治体や市民団体が男女共同参画の視点に立った防災ガイドラインを作成し、これらのガイドラインが地域住民に周知徹底されると同時に災害時に活用されることが望ましい。国における防災関係部局との協力・連携はもとより、各自治体と協働してこれらのガイドラインの普及・活用に努めること。
4. 「取組指針」は、妊産婦、乳幼児等の健康に配慮するよう詳細かつ具体的に提示しているが、災害時には安全と健康が保障されていないのが実態である。したがって、親子が安心して過ごせる環境の整備が求められる。そのためには、平常時から、災害時における出産、妊産婦と乳幼児の健康、育児を支援する仕組みや支援施設のあり方について、厚生労働省をはじめ関係各省庁と協議し必要な対策を講ずること。

以 上